

【香川県】宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく工事許可等申請手数料一覧

施行日 令和7年10月1日

香川県に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法に関する工事許可等申請手数料は以下のとおりです。

なお、高松市における工事許可等申請手数料は高松市建築指導課へお問い合わせください。

1 許可申請手数料（法第12条第1項、第30条第1項関係） （許可申請1件につき下表の額）

区分 盛土若しくは切土又は土石の堆積をする 土地の面積の合計	手数料（円）	
	盛土又は切土	土石の堆積
500 m ² 以下	16,000	11,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以下	27,000	14,000
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	39,000	16,000
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	59,000	22,000
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	69,000	30,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	97,000	37,000
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	152,000	43,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	231,000	58,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以下	359,000	80,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以下	500,000	116,000
100,000 m ² 超	639,000	140,000

（注）「面積」とは盛土若しくは切土をする部分又は土石の堆積に係る部分の土地の水平投影面積（以下、同じ）

2 変更許可申請手数料（法第16条第1項、第35条第1項関係）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額の上限は盛土又は切土の場合639,000円とし、土石の堆積の場合140,000円とする。

変更の内容		手数料（円）
設計の変更	面積の変更を伴わない設計の変更	変更前の許可面積に対応する許可申請手数料額の1/10
	設計の変更により面積が縮小	変更後の面積に対応する許可申請手数料額の1/10
	新たな土地の編入に係る設計の変更あり 変更前の許可に係る設計の変更なし	新たに増加する面積に対応する許可申請手数料額
	新たな土地の編入に係る設計の変更あり 変更前の許可に係る設計の変更あり	新たに増加する面積に対応する許可申請手数料額＋変更前の許可面積に対応する許可申請手数料額の1/10
	新たな土地の編入に係る設計の変更あり 変更前の許可に係る設計の変更により当該面積が縮小	新たに増加する面積に対応する許可申請手数料額＋変更前の許可面積から減少分を差し引いた面積に対応する許可申請手数料額の1/10
その他の変更	設計の変更を伴わない計画の変更	10,000

3 中間検査申請手数料（法第18条第1項、第37条第1項関係）

区分 盛土又は切土をする土地の面積の合計	手数料（円）
20,000 m ² 以下	5,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	10,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以下	20,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以下	36,000
100,000 m ² 超	51,000

4 適合証明書交付手数料（省令第88条関係）

区分	手数料（円）
1件（1通）	400

<お問い合わせ先> 香川県土木部 建築指導課 開発・盛土規制室 電話：087-832-3614、3615